

'17.1.改定

2017年1月1日以降保険始期用

三冠王

企業向け火災保険

「企業財産包括保険追加特約（三冠王用）付 企業財産包括保険」

確かなリスク診断で合理的な火災保険をご提案します。



3分間
チェック

すすめられたままの保険を長年契約し続けていませんか？
保険の補償内容を見直したことはありますか？

「契約内容 セルフチェック」

Check

下記の項目に一つでもチェックが入れば契約の見直しを！

Check.1

保険証券がたくさんあって管理が煩わしい。

保険証券が何枚もあり、また保険の満期日がバラバラで管理や更改手続きが煩わしくありませんか？

すべての建物、設備・什器、商品に対して保険契約の漏れはありませんか？

Check.2

補償内容を把握できていない。

商品の盗難補償や建物へのいたずら書きなど偶然な事故は補償されていますか？

火災事故などによる利益の損失や営業を継続するための費用は補償されていますか？

Check.3

補償される事故の補償額が同一になっている。

火災事故や水災事故の補償額が同じではありませんか？

小さな事故については、自己負担でもよいのでは？

Check.4

保険料の低減についての提案を受けたことがない。

必要以上の補償内容で余分な保険料を支払っていませんか？

リスク（立地状況・建物構造・防犯・防災対策など）に応じた割引は適用されていますか？

富士火災の企業財産包括保険「**三冠王**」は
貴社のニーズに応じた合理的な保険設計が
可能です。

「**三冠王**」の主な特長

企業財産包括保険追加特約(三冠王用)付 企業財産包括保険

三冠王
なら

貴社の所有物件を1保険証券にまとめる
ことで契約手続が簡単に。

契約手続が簡素化されることにより、管理の煩わしさと保険契約の漏れが解消します。また、貴社とその子会社または関連会社が所有する物件を含めてご契約いただくことができます。

※含めることのできる子会社、関連会社には一定の条件があります。

三冠王
なら

さまざまな事故による損害を補償。

水災、電氣的・機械的事故、破損・汚損などの事故による損害だけではなく、商品の盗難による損害まで、補償範囲を普通火災保険や店舗総合保険より大幅に拡大しました。

※商品・製品等の盗難危険を補償の対象外とすることも可能です。(商品等盗難対象外特約)

三冠王
なら

補償される事故形態ごとに支払限度額・
免責金額の設定が可能。

補償される事故形態ごとに支払限度額や免責金額の設定が可能であり、合理的に保険料を節約することができます。

※免責金額：お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

三冠王
なら

貴社のニーズに応じた合理的な保険設計
が可能。

補償される事故形態のうち、貴社が被る恐れのあるリスクによって、「火災、落雷、破裂・爆発」を除く「風災・雹(ひょう)災・雪災」「水災」「電氣的・機械的事故」「不測かつ突発的な事故」のすべて、またはいずれかを補償の対象外とすることができます。補償の対象外とすることで、余分な補償の保険料をカットし合理的な保険設計が可能です。また、立地条件、建物構造、防犯・防災対応などに応じて保険料の割引制度を適用することもできます。

富士火災の企業財産包括保険「**三冠王**」は、
貴社のニーズに応じた合理的な保険設計が可能です。

保険証券の1本化によるメリット

これまでの保険は、建物ごと・補償ごとに契約手続が必要でした。
「**三冠王**」は、これらを1本化することで、契約手続の簡素化を図ります。

従来の契約方式

建物ごとに契約

本社ビル



事務所
店舗



倉庫



工場



社宅・寮



三冠王

契約を1本化

本社ビル



事務所
店舗



倉庫



工場



社宅・寮



従来の契約方式

補償ごとに契約

財物（不動産・動産）補償

利益（収益）補償

営業継続費用補償

三冠王

補償を1本化

財物（不動産・動産）補償

利益（収益）補償

営業継続費用補償

ニーズに応じた合理的な保険設計

貴社のニーズに応じて支払限度額や免責金額を設定し、不要な補償をカットすることができます。
また、風災・雹（ひょう）災・雪災、水災、電氣的・機械的事故、不測かつ突発的な事故のすべて、またはいずれかを補償の対象外とすることもできます。これらにより合理的に保険料の節約を実現します。



免責金額とは：お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

三冠王の主な補償内容

財物損害

損害保険金のお支払い対象となる事故

①火災、落雷、破裂・爆発



②風災・雹(ひょう)災・雪災



③水災



④電氣的・機械的事故



※製造設備等は対象外となります。

⑤不測かつ突発的な事故

騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等



給排水設備に生じた事故等による水濡れ



建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等



盗難



破損・汚損等、その他の不測かつ突発的な事故



通貨、預貯金証書の盗難を含みます。(※)
※設備、機械、什器、備品等が、保険の対象である場合に限りです。

費用保険金(お支払いする損害保険金にあわせて以下の費用をお支払いします。)

- 臨時費用 ----- 損害保険金がお支払われる場合、損害保険金の30%(1回の事故につき1敷地内ごとに500万円限度)をお支払いします。さらに特約をセットすることにより1,000万円まで限度額を引き上げることも可能です。
- 残存物取片づけ費用 ----- 損害保険金がお支払われる場合で、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用などが発生した場合、実費(損害保険金の10%限度)をお支払いします。
- 地震火災費用 ----- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額(ご契約金額)の5%(1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度、工場物件の場合は2,000万円限度)をお支払いします。
- 修理付帯費用 ----- 損害保険金がお支払われる場合で保険の対象となる建物などが損害を受け、その復旧にあたり必要かつ有益な費用を弊社の承認を得て支出した場合、実費(1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度、ただし居住部分の復旧に要した費用は対象となりません。)をお支払いします。
- 損害防止費用 ----- 火災、落雷、破裂・爆発の事故で損害の発生・拡大の防止のために必要かつ有益な費用(消火薬剤の再取得費用など)を支出した場合、実費をお支払いします。

利益損失

保険の対象が財物損害で補償される事故により損害を受けた場合および不測かつ突発的な事由により敷地外ユーティリティ設備(※)の供給が中断・阻害された場合に、営業が休止・阻害されたために生じた利益損失を保険金額を限度にお支払いします。



※敷地外ユーティリティ設備とは、保険の対象と配線・配管により接続している事業者(各々の事業法に定める電気事業者、ガス事業者、熱供給業者、水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者、電気通信事業者)の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道、通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管・配線をいいます。

営業継続費用

保険の対象が財物損害で補償される事故により損害を受けた場合および不測かつ突発的な事由により敷地外ユーティリティ設備(※)の供給が中断・阻害された場合に、通常の営業および生産活動を継続するために必要とする費用を保険金額を限度にお支払いします。



専用住宅または併用住宅の場合、地震保険もご契約ください。

「三冠王」では、地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大も含みます。)、損壊、埋没、流失による損害だけでなく、地震等により延焼・拡大したことによって建物が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただけます。

※地震保険は、単独ではご契約できません。「三冠王」にセットしてご契約ください。

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が1兆3,000億円(2016年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する1兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。

■地震保険金額
建物ごとに「三冠王」の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他にご契約の地震保険を含め、建物は5,000万円が限度となります。

■割引制度について
建物の免震・耐震性能に応じた保険料割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、この割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間(ご契約期間)について適用されます。

- ①建築年割引:1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物の場合 **割引率 10%**
- ②耐震等級割引:住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合 **割引率 耐震等級に応じて10%・30%・50%**
- ③免震建築物割引:住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合 **割引率 50%**
- ④耐震診断割引:地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合 **割引率 10%**

(注)上記①~④の割引は重複して適用を受けることはできません。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の 100% (時価が限度)
大半損	地震保険金額の 60% (時価の60%が限度)
小半損	地震保険金額の 30% (時価の30%が限度)
一部損	地震保険金額の 5% (時価の5%が限度)

■保険の対象
居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)

保険の対象	
<p>企業が所有する事務所、工場、社宅などの建物および機械設備・什器備品、商品・製品などの動産が保険の対象です。ただし、次のものは申込書への明記が必要です。明記がない場合には、保険の対象にはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎工事、門、塀、垣、物置、車庫、または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽、棧橋 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物 走行範囲が敷地内に限定される自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)、運搬車、けん引車、被けん引車 他人に貸与または管理を委託しているもの 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの <p>次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家財 動物・植物 電車、機関車、客車、貨車等 航空機、船舶、その他これらに類するもの 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、けん引車、被けん引車 坑道内所在物件 テープ、カード等のコンピュータ用の記録媒体に記録されるプログラム、データ、その他これらに準じるもの 野積の動産 リース・レンタル事業者が保険契約者となった場合のリースまたはレンタル品等の他人に貸与されまたは他人の占有管理下にあるもの 	<p>8.冷凍(冷蔵)物について冷凍(冷蔵)装置の故障・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害(装置が故障・変調もしくは機能停止となった原因が保険金をお支払いする事故の場合でもお支払いできません。)</p> <p>9.ボイラ、蒸気タービン類の破裂または爆発によってその機器に生じた損害</p> <p>10.土地の沈下・隆起等によって生じた損害</p> <p><共通(利益損失、営業継続費用)></p> <ol style="list-style-type: none"> 国または公共機関による法令等の規制によって生じた損害 保険の対象および敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業継続に対する妨害によって生じた損害 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用、他の利用者による利用の優先によって生じた損害 賃貸借契約等の契約または免許の失効、解除または中断によって生じた損害 労働争議、脅迫行為、水源の汚染、渇水、水不足によって生じた損害
保険金をお支払いする主な場合	
<p>次の場合に建物・設備・商品等に生じた財物損害、利益損失、営業継続費用に対して保険金をお支払いします。なお、お支払いする保険金の種類は、ご契約条件等により異なります。詳しくは、取扱代理店・営業社員にご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災・雹(ひょう)災・雪災(損害額が20万円以上となった場合に限りです。なお、損害額から免責金額を控除した額をお支払いする方式も選択できます。) ③水災 ④電気的・機械的事故※ ⑤①～④以外の不測かつ突発的な事故 <p>※補償の対象となる機械設備は、空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火設備等建物の機能を維持するための機械設備および敷地内に設置されたユーティリティ設備です。製品の製造設備等は補償の対象となりません。詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。</p> <p>上記保険金のほか、次の費用保険金をお支払いします。</p> <p>臨時費用・残存物取片づけ費用・地震火災費用・修理付帯費用・損害防止費用</p> <p>お支払いする費用保険金の詳細につきましては、このパンフレット中面をご確認ください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①保険期間(ご契約期間) 原則として1年となります。利益損失および営業継続費用をご契約いただかない場合は、保険期間を2～5年の整数年とすることができます。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。 ②財物損害の保険金額(ご契約金額) 実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。また、建物のみのご契約では動産(設備・什器等、商品・製品等)の損害は補償されません。動産を補償するためには建物とは別に所定の設定単位ごとに保険金額を設定してご契約ください。なお、保険金額は再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額)または時価(再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉石、および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他美術品の場合は市場流通価額をいいます。商品・製品等の場合は再仕入価額をいいます。なお、商品・製品等のうち、死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。)を基準に、過不足なく設定してください。 ③保険料 保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、商品・製品等の在庫高や営業収益等について弊社所定の方法でご通知いただき、算出された確定保険料とご契約時の概算保険料との差額を精算する場合があります。 ④満期返れい金、契約者配当金 この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。 ⑤解約返れい金 ご契約を解約される場合は、取扱代理店・営業社員にご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して所定の保険料を返還または請求させていただくことがあります。 ⑥告知義務等 ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)となる方は、ご契約締結の際、申込書に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める事項(告知事項)についてご回答いただく義務(告知義務)があります。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知事項について事実をお申出いただかなかった場合や、事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。
保険金をお支払いできない主な場合	
<p><共通(建物・設備・商品等に生じた財物損害、利益損失、営業継続費用)></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ご契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害 2.戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害 3.地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 4.核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害 5.風災・雹(ひょう)災・雪災によって生じた次の保険の対象の損害 <ul style="list-style-type: none"> ア.仮設の建物およびその収容動産、ゴルフネット、建設中の屋外設備装置 イ.棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置 ウ.屋外にある商品、原材料等 エ.自動車 6.保険の対象の欠陥、自然の消耗、劣化、ボイラスケール、変色、さび、かび、腐食、ひび割れ、はがれその他の類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 7.不測かつ突発的な事故のうち、次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ア.差押え・没収等公権力の行使によって生じた損害 イ.加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害(機能停止による損害を含みます。) ウ.詐欺、横領、紛失、置き忘れ、不注意による廃棄、万引き、検品や梱卸しの際の数量不足、受渡しの過誤等の事務的・会計的な間違い等によって生じた損害 エ.楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化によって生じた損害 オ.液体、粉末、気体等の汚染、他物の混入、化学変化、純度の低下等の損害 カ.ご契約者・被保険者の所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触によって生じた損害(建物に定着した板ガラスの損害を除きます。) キ.火災などの事故の際の紛失・盗難によって生じた損害 ク.電力停止または異常な供給によって商品、原材料に生じた損害 	<ol style="list-style-type: none"> ①通知義務等 ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務(通知義務)があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の対象の所在地 ・ 建物の柱の種類・耐火性能区分、面積 ・ 建物の用法(店舗・事務所等) ・ 建物内で行われる職作業の種類 <p>ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただかなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等される場合も、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ②事故発生時の対応 ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

<p>商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災</p> <p>お客さまセンター 0120-228-386</p> <p>※携帯電話・PHSからもご利用になります。 ●平日:午前9:00～午後6:00(年末年始を除きます。) ●土日祝:午前9:00～午後5:00(除きます。)</p>	<p>事故の受付・ご相談は… 富士火災</p> <p>セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557</p> <p>※携帯電話・PHSからもご利用になります。 24時間・365日 受け付けております。</p>	<p>電話番号はおかけ間違いのないように</p> <p>ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災</p> <p>お客さまの声室 0120-246-145</p> <p>※携帯電話・PHSからもご利用になります。 ●平日:午前9:00～午後7:00 (年末年始を除きます。)</p>	<p>弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会</p> <p>そんぽADRセンター 0570-022-808</p> <p>※PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15～午後5:00(12月30日～1月4日を除きます。) ※電話料金はお客さま負担となります。</p>
---	---	---	---

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店に照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員に照会ください。●弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社
〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL.03-5400-6000(大代表)
http://www.fujikasai.co.jp/

お問い合わせは

このパンフレットは環境負荷の少ない植物性インクを使用しています

16.05.30.000(F3290C) (KT) [F3435]

